

外国青年招致事業に係る外国青年（国際交流員）任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 1 4 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 3 9 号

外国青年招致事業に係る外国青年（国際交流員）任用規則の一部を改正する規則

外国青年招致事業に係る外国青年（国際交流員）任用規則（平成 3 1 年大田市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 4 項中「第 9 号」を「第 1 0 号」に改める。

別表第 1 中「

1 0	新型コロナウイルス感染症拡大防止において参加者が出勤することが著しく困難であると認められる場合として、次の各号のいずれかに該当する場合 ア 検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 1 6 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合 イ 検疫法第 1 6 条の 2 第 1 項又は第 2 項に基づき、参加者又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
-----	---	------------

	<p>ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、参加者又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p> <p>エ 参加者又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>オ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う参加者が当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	
--	--	--

」を「

10	<p>参加者が新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザに感染し、感染防止のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>医師が必要と認める期間（それを証明できる医師の診断書又は証明書が提出された場合に限る。）</p>
----	--	---

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用する。